

令和 5 年度改正事項

1 加算を含む国の交付金による交付単価を交付の上限単価に見直し

これまでも本制度は、予算の範囲内で交付金を交付することを「中山間地域等直接支払交付金実施要領」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。）に規定していたが、予算の範囲内で交付する方法が明確ではなかったことから、予算の範囲内で交付金を交付できるよう、加算を含む「国の交付金による交付単価」を「国の交付金による交付の上限単価」として見直した。（別添 1）
（国交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価については、従来から上限単価として措置済み。）

2 新たに荒廃農地や限界的農地を協定に位置付けて、林地化する農地は交付対象外とする見直し

新たに荒廃農地や限界的農地を協定に位置付け林地化することについて、令和 4 年度予算から「最適土地利用対策」（令和 5 年度予算「最適土地利用総合対策」）が位置付けられたこと、林地化の実績も少ないことから、令和 5 年度から交付対象外とした。

3 集落協定が地域計画の協議の場に参加し、策定された地域計画について、集落戦略の作成として取り扱えるよう措置

令和 5 年 4 月に改正農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）が施行され、地域計画が法定化されたことから、集落戦略の作成が要件となっている体制整備単価の集落協定が地域計画の協議の場に参加して、地域の関係者と協議し作成された地域計画を集落戦略の作成として取り扱うことができるよう措置を講じた。（別添 2）
（地域計画に、当該集落協定のすべての協定農用地が含まれていること。）

4 活性化法の改正に伴い添付書類の簡略化を措置

令和 4 年 10 月に施行された改正農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）（以下「活性化法」という。）において、中山間地域等直接支払制度の根拠となる「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 26 年法律第 78 号）に基づく認定申請手続の簡略化が措置されたことから、活性化法による活性化計画に本制度を位置付け、その添付資料として本制度の申請書類を市町村に提出している場合で、その後、本制度の事業計画の認定を受けようとするときは、市町村に提出する添付書類の省略を可能とする措置を講じた。
（参考様式第 4 号「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」の鑑のみの提出で可能。（別添 3））

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

第6 交付金の実施

3 交付額

傾斜農用地等の10a当たりの交付の上限単価

改正部分

地 目	区 分	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	急傾斜	10,500円	21,000円
	緩傾斜	4,000円	8,000円
畑	急傾斜	5,750円	11,500円
	緩傾斜	1,750円	3,500円
草 地	急傾斜	5,250円	10,500円
	緩傾斜	1,500円	3,000円
	草地比率の高い草地	750円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	500円	1,000円
	緩傾斜	150円	300円

注1：第4の2の(2)及び(4)のイに該当する農地については緩傾斜の単価と同額とする。

注2：特認地域内の対象農用地（第4の1の(1)から(9)までに掲げる地域内の対象農用地を除く。以下同じ。）に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

加算措置

棚田地域振興活動加算 10 a 当たりの交付の上限単価

改正部分

地 目	区 分	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	急傾斜	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	超急傾斜	7, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
畑	急傾斜	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	超急傾斜	7, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円

注 1 : 棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

注 2 : 国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。

注 3 : 棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

超急傾斜農地保全管理加算 10 a 当たりの交付の上限単価

改正部分

地 目	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
畑	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

注 1 : 特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に 2 / 3 を乗じた額とする。

注 2 : 国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。

注 3 : 超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算

10 a 当たりの交付の上限単価

地 目	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
畑	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
草 地	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
採草放牧地	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円

改正部分

注 1 : 特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に $2/3$ を乗じた額とする。

注 2 : 1 協定当たりの加算額は、200 万円/年を上限とする。

注 3 : 国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に $1/2$ を乗じて得た額とする。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

第 7 対象行為

1 集落協定

(3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

オ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同 (エ) の「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、同(オ)の「集落戦略」を作成することをいう。ただし、集落協定が農業者等による協議の場合（基盤強化法第 18 条第 1 項の農業者等による協議の場合をいう。）に参加して、地域農業の将来の在り方及び地域の農用地の利用等について地域の関係者と協議し、当該協議の結果を踏まえて、協定農用地の存する市町村が、当該集落協定に係る全ての協定農用地を含む地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を定めたときは、集落戦略を作成したものとみなすことができる。
(以下略)

【参考】

中山間地域等直接支払交付金の適切な運用等について（抜粋）

（令和５年４月１日付農村振興局地域振興課長通知）

地域計画の策定と集落戦略について

今般、運用通知第７の１の(3)のオのとおり集落戦略の取扱いを見直したところであり、市町村は以下の点に留意の上、集落協定に対する周知と働きかけをされたい。

1 地域計画の策定に向けた農業者等による協議の場への集落協定の積極的な参加

本制度は、農業生産活動等の継続を支援し、荒廃農地の発生を防止するものであり、これらは地域計画の策定の考え方と共通するものであることから、農業生産活動等の体制整備の取組の有無にかかわらず、集落協定が地域計画の策定に向けた協議の場に積極的に参加し、地域農業の将来の在り方や農用地の利用等について、地域の関係者と共に協議するよう、市町村から積極的に働きかけていただきたい。その際、農業生産活動等の体制整備の取組を行う集落協定については、以下について特に対応願いたい。

- (1) 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、集落戦略未作成の協定については、集落協定が協議の場に参加していること及び地域計画の中に協定対象農用地の全てが含まれていることにより、地域計画の策定をもって集落戦略を作成したものみなすこととしたので、市町村はこのことを集落戦略未作成の集落協定に対して適切に周知されたい。
- (2) 集落戦略作成済みの集落協定についても、協議の場に参加して協議することは、集落戦略の実践に向けて有効であることから、作成済みの集落戦略を協議に活用するなど、積極的な協議の場への参加について働きかけていただきたい。

2 受け手がない農用地における作業受託等について

地域計画の策定に向けた協議の場では、農用地の集積、集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針等を話し合うこととされており、当該協議の中で、当面受け手が見つからないと見込まれる農用地があることも想定される。そのような場合、本交付金の趣旨である地域の農用地の適切な維持・保全の観点から、集落協定や協定参加者が農地中間管理機構から作業を受託することについて、積極的に検討するよう、市町村から集落協定に対して働きかけていただきたい。

(参考様式第 4 号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等
の名称代表者
の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

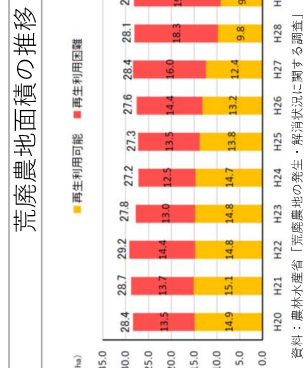
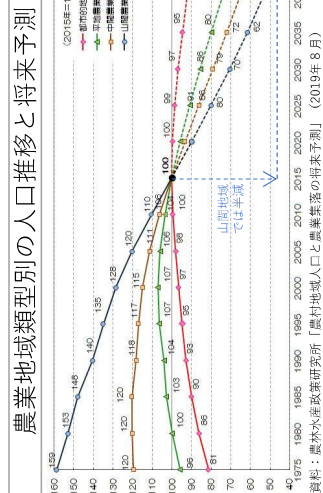
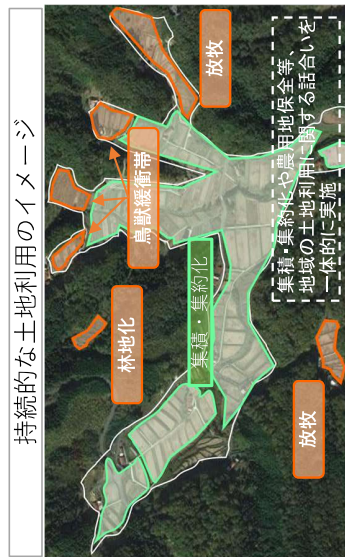
このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進**するため、
- ・地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、**農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業**を新たに位置付け、
 - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての**所有権の移転等**を促進するための措置等を講ずる。



農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

- 農用地の保全等に関する事業**を活性化計画の対象事業に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

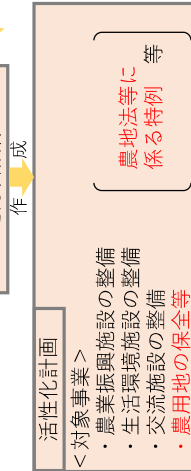
改正前

- 活性化計画の対象事業は
- ・生産基盤・施設の整備に関する事業
 - ・生活環境施設の整備に関する事業
 - ・地域間交流拠点施設の整備に関する事業

改正後

- 活性化計画の対象事業に
- ・**農用地の保全等に関する事業**
(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等)を追加

【活性化法のスキーム】

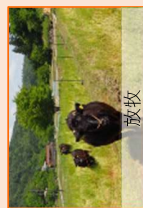


関係法律に基づく申請手続の簡略化

- (農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等)
- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
 - 多面法※**に基づく認定申請手続の簡略化



空別荘を活用した農泊施設



放牧



鳥獣緩衝帯

所有権移転等促進計画

- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業の実施**に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

地域の円滑な取組の推進

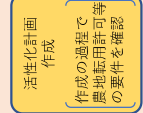
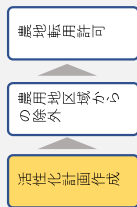
- 活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例を措置**

改正前

- 事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施

改正後

- 農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認 (**農地転用許可手続等のワンストップ化**)



交付金による支援

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援
- ※このほか、農山漁村振興交付金のうち、
 - ・農山漁村発イノベーション推進支援事業（商品開発、専門家派遣等）
 - ・農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（モデル形成支援等）
 - ・最適土地利用対策等（土地利用計画の策定支援等）等により地域の活動を支援